

仕送りをしている場合

扶養手当の支給対象でない別居の被扶養者について、仕送りの事実が確認できる書類が必要です。

仕送りの事実が確認できる書類として、原則、被扶養者の通帳の写しまたは現金書留控えの写しとしております。

いつ、誰から誰へ、いくら送金したかが、わかる証明をご提出ください。

扶養手当の支給対象でない別居の被扶養者であっても、学生である方は提出を省略できます。

※被扶養者資格確認届書への記入は必要です